

災害時における下水汚泥の共同処理に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）、猪名川流域下水道施設維持操作事務を受託している豊中市上下水道局（以下「乙」という。）及び庄内下水処理場を所管する豊中市上下水道局（以下「丙」という。）は、災害の発生により丙が管理する庄内下水処理場の汚泥処理に支障が出た場合（以下「災害時」という。）に甲が実施する下水汚泥処理（以下「共同処理」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時の下水汚泥の円滑な処理を進めるため、甲が丙の下水汚泥を共同処理することを目的とする。

（協力要請及び受諾）

第2条 丙は、災害時に必要があるときは、甲に対し、共同処理に関する協力を要請することができる。

2 甲は、前項の協力要請があったときは、受入先となる甲所管の水みらいセンター（甲が兵庫県と共同管理する原田処理場を含む。）の下水処理に影響を与えない範囲で、当該要請を受諾するものとする。

（共同処理の範囲）

第3条 共同処理の範囲は、庄内下水処理場から発生した脱水汚泥（以下「脱水汚泥」という。）の受入れから、処理後の焼却灰等生成物の産業廃棄物処分までとする。

2 丙は、共同処理しようとする脱水汚泥を、甲が指定する受入先まで責任をもって運搬するものとする。

（費用負担）

第4条 丙は甲に対して、処理を要請した脱水汚泥量に応じた費用を負担するものとする。

2 丙が甲に対して負担する費用は、甲が受入れた脱水汚泥を処理する施設の運転に要した動力費、燃料費、薬品費、光熱水費及び備品消耗品費、焼却灰等生成物の運搬費並びに産業廃棄物処分費とする。

3 前項に掲げるもののほか、共同処理の実施に要したことが明らかな費用については、甲丙協議のうえで費用負担の対象とすることができる。

4 原田処理場で共同処理を実施する場合は、前三項の規定において、甲を乙と読み替えるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月5日

甲 大阪府中央区大手前二丁目

大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文



乙 大阪府豊中市北桜塚四丁目11番18号

豊中市上下水道局

(猪名川流域下水道施設維持操作事務受託者)

代表者 豊中市上下水道事業管理者 吉田 久芳



丙 大阪府豊中市北桜塚四丁目11番18号

豊中市上下水道局

代表者 豊中市上下水道事業管理者 吉田 久芳

